

一般事業主行動計画の公表について

有限会社倭坊（やまとぼう）は『次世代育成支援対策推進法』に基づき『一般事業主行動計画』を公表いたします。

次世代育成支援対策推進法とは

少子化対策の一環として、2003年7月に成立した法律のことで、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を作るために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責任を明らかにし、集中的かつ計画的に取り組んで行くためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職場生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うため、または、女性労働者の活躍促進の取組みを着実に前進させるために策定する計画です。

有限会社倭坊

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間

2. 計画内容

目標①>>>男性の子育て目的の休暇の取得促進、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知、復帰後の労働条件に関する事項や情報提供を行う。

対策・・・制度に関するパンフレットを作成し、社内通達により全社員への周知『育児・介護休業規定』を従業員がいつでも閲覧できるように備えて周知。

目標②>>>在宅勤務やテレワーク等、場所にとらわれない働き方の導入

対策・・・パソコン入力業務等は在宅勤務とし、社内通達し、周知させる。
またパソコン遠隔操作の整備を進める